

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士
同 土 居 幸 徳
同 赤 木 一 雄
同 高 橋 雄 大

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区 分	所 管 課	団 体 名	監査対象事務等
財政援助 団体監査	消防局 消防総務部 消防企画総務課	岡山市消防団	岡山市消防団運営交 付金
出資団体監査	保健福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア推進課	公益財団法人 岡山市シルバー人材 センター	出資者としての団体に 対する指導監督業務
	都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課	公益財団法人 岡山市公園協会	出資者としての団体に 対する指導監督業務
	都市整備局 道路部 道路港湾管理課	岡山港埠頭開発株式 会社	出資者としての団体に 対する指導監督業務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和3年1月4日から令和3年2月26日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和3年1, 2月に実施した財政援助団体等監査に伴い, 所管課の令和元年度の事務が, 法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし, 抽出した関係書類について, 岡山市監査基準に準拠して証憑突合, 質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 交付金の執行に係る所管課業務について

令和元年度における財政援助に係る交付金の執行事務等について, 関係書類等を予備監査した結果, 次のとおり一部に改善を要する事項が認められた。

その他については, 今後の指導監督方法を指導した軽易な事項はあったが, おおむね適正に処理されていた。

岡山市消防団運営交付金の事務処理に際しては, 消防局と消防団の事務を明確に区分し, 立場の違いを十分認識したうえで, 適切な事務の執行を行われたい。また, 消防組織法第8条に規定する消防費用の公費負担の原則に基づき, 市が負担する費用とそれ以外の費用を区分する基準を定め, 当該交付金の適正な執行を確実に確認できるよう改善を行われたい。

また, 岡山市消防団において, 以下のとおり改善を要する事項が認められたので, 必要な措置を講ずるよう指導されたい。

<岡山市消防団への指摘事項>

申請等手続きについて

交付金の申請及び受領手続きについて, 申請書類と受領処理に齟齬が生じているうえ, 消防団(本部)として, 交付決定額の適正な入金を確認できていない状況が認められた。

これは, 消防局と消防団の事務の区分が不明確となっていることが主な原因と考えられるため, 立場の違いを十分認識したうえで, 適切な事務の執行を行われたい。

(消防局 消防総務部 消防企画総務課)

(2) 出資者としての団体に対する指導監督業務について

令和元年度における指導監督業務について, 関係書類等を予備監査した結果, 改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが, おおむね適正に処理されていた。